

葬儀後の諸手続きチェック

種類	死亡届		国民年金	
	死亡届	死亡一時金	寡婦年金	遺族基礎年金
チェック				
手続き	なし	死亡一時金	寡婦年金	遺族基礎年金
期間	7日以内(国外の場合は3カ月以内)		5年以内	
窓口	1. 死亡者の本籍地 2. 届出人の所在地(一時の滞在地を含む)死亡した場所のいずれかの区市町村役場・支所の戸籍窓口		市区町村の国民年金課	
印鑑	必ず必要		必ず必要	
印鑑証明	なし		なし	
住民票	なし		所帯全員(除籍の記載あり)	
戸籍標本(抄本)	なし		なし	
除籍標本(抄本)	なし		必ず必要 謄本	
死亡診断書	必ず必要		必ず必要 必ず必要コピーor証明書	
死亡者年金手帳	なし		必ず必要	必ず必要 夫 必ず必要
保険証書	なし		故人の年金手帳	故人と妻の年金手帳 故人と請求者の年金手帳
その他	なし		死亡一時金裁定請求書・振込先口座番号	源泉徴収票(非課税証明書)・国民年金遺族基礎年金裁定請求書・振込先口座番号
備考	届け出る人=死亡者の親族、同居者、家主、地主、家屋管理者、土地管理者、後見人など(資格を証明する登記事項証明書が必要)		寡婦年金・遺族基礎年金が受けられない遺族。	老齢基礎年金を受けられるご主人が年金を受けずに亡くなったとき妻に。 加入者であるご主人が亡くなったとき、残された妻子と子に。

※地域によって異なる場合がございますので、詳細については各窓口にお問合せ下さい。

※各手続きには所定の請求書などがありますので各窓口に申し出て下さい。

種類	厚生年金	健康保険		国民健康保険	労災保険	
チェック						
手続き	遺族厚生年金	埋葬料	家族埋葬費	葬祭料	葬祭料	遺族保障給付
期間	5年以内	2年以内		2年以内	2年以内	5年以内
窓口	勤務先または最終勤務先を管轄する社会保険事務所・共済組合	勤務先の健康保険組合、最終勤務先を管轄する社会保険事務所		市区町村の国民健康保険課、国民健康保険組合	最終勤務先	
印鑑	必ず必要	必ず必要		必ず必要 受給者	必ず必要	
印鑑証明	なし	なし		なし	なし	
住民票	必ず必要	なし		なし	なし	必ず必要
戸籍標本(抄本)	なし	なし		なし	なし	
除籍標本(抄本)	必ず必要 謄本	なし		なし	なし	
死亡診断書	必ず必要コピー	必ず必要コピーor埋葬許可証		必ず必要	必ず必要	
死亡者年金手帳	必ず必要	なし		なし	なし	
保険証書	故人と請求者の厚生(共済)年金手帳	必要 健康保険証		必要 被保険者証	なし	
その他	源泉徴収票・遺族厚生年金裁定請求書・振込先口座番号	健康保険被保険者家族埋葬料請求書・振込先口座番号		国民健康保険埋葬費支給請求書・振込先口座番号	葬祭料(葬祭給付)請求書や賃金台帳その他各種の添付書類が必要。	
備考	故人が厚生(共済)年金に加入していた場合。	退職後でも、健康保険組合を脱退して3カ月以内だと支給されます。		会葬礼状や葬儀社の領収書など、喪主が確認できるもの。	業務上の事故・疾病で死亡したときに。葬儀を行った者に対し。	業務上の事故・疾病で死亡したときに。

※地域によって異なる場合がございますので、詳細については各窓口にお問合せ下さい。

※各手続きには所定の請求書などがありますので各窓口に申し出て下さい。

種類	簡易保険		銀行預金	郵便貯金	不動産
チェック					
手続き	保険金	保険金	名義変更(引き出し)	名義変更(引き出し)	所有権移転登記
期間	2年以内		早急	早急	早急
窓口	郵便局	生命保険 会社	銀行	郵便局	法務局
印鑑	必ず必要		必ず必要	必ず必要	必ず必要
印鑑証明	必ず必要 受取人		必ず必要 法延相続人全員	必ず必要 法延相続人全員	必ず必要
住民票	なし		なし	なし	必ず必要
戸籍標本(抄本)	必ず必要 受取人 (抄本)		必ず必要 法延相続人全員	必ず必要 法延相続人全員	必ず必要 法延相続人全員
除籍標本(抄本)	必ず必要 被保険者		必ず必要or故人の戸籍謄本	必ず必要or故人の戸籍謄本	なし
死亡診断書	必ず必要		必ず必要	なし	なし
死亡者年金手帳	なし		なし	なし	なし
保険証書	必ず必要		なし	なし	なし
その他	死亡保険支払い請求書※受取人が複数の場合は、受取人全員分の戸籍謄本(抄本)、印鑑証明書が必要。		窓口に出向く人の実印、通帳、届出印、キャッシュカード、身分証明書	法延相続人の同意書 ●基本的には認められていませんが、上記の書類を持っていくと認められる場合も	登記申請書 遺産分割協議書、固定資産評価証明書などが必要。
備考	保険会社によって必要書類が違うので確認を。		金融機関が死亡事実を知った時点で、故人の遺産保持の目的で口座を停止されるので手続きは早急に。	金融機関が死亡事実を知った時点で、故人の遺産保持の目的で口座を停止されるので手続きは早急に。	手続きの期限は相続人が決定後、なるべく早めに。

※地域によって異なる場合がございますので、詳細については各窓口にお問合せ下さい。

※各手続きには所定の請求書などがありますので各窓口に申し出て下さい。